

新旧対照表

新	旧
<p>○高知県身体障害者福祉法施行細則 平成5年3月31日規則第22号</p> <p>(略)</p> <p>(居住地等の変更届書等)</p> <p>第6条 政令第9条第2項又は第4項の規定による居住地等の変更届書は、<u>別記第6号様式又は国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式(次条において「国準拠様式」という。)</u>によるものとする。</p> <p>2 政令第9条第6項の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。</p> <p>(身体障害者手帳の交付の申請手続等)</p> <p>第7条 政令第4条又は第10条第1項の規定による申請は、<u>別記第8号様式又は国準拠様式</u>により行わなければならない。</p> <p>2 法第16条第1項又は省令第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、<u>別記第9号様式又は国準拠様式</u>により行わなければならない。</p>	<p>○高知県身体障害者福祉法施行細則 平成5年3月31日規則第22号</p> <p>(略)</p> <p>(居住地等の変更届書等)</p> <p>第6条 政令第9条第2項又は第4項の規定による居住地等の変更届書は、<u>別記第6号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 政令第9条第6項の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。</p> <p>(身体障害者手帳の交付の申請手続等)</p> <p>第7条 政令第4条又は第10条第1項の規定による申請は、<u>別記第8号様式</u>により行わなければならない。</p> <p>2 法第16条第1項又は省令第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、<u>別記第9号様式</u>により行わなければならない。</p>